

外交戦略としての文化遺産保護 —カンボジアにおける水中文化遺産条約を事例として—

丸井 雅子

はじめに

1991年11月、カンボジアはユネスコの世界遺産条約¹を批准した。そのわずか一か月前の10月23日、およそ20年にわたって続いたカンボジア内戦に終止符を打つこととなるパリ和平協定が締結された。1980年代を通じて、旧西側諸国に国家承認されず、国連代表権も持たされなかった当時のカンボジアの人民革命党政権は、ポル・ポト政権崩壊後の国家再建と復興に取り組みつつ、国際的孤立状態を解消しようとしていた [天川 2004:3]。

そうした状況において、パリ和平協定後の国際社会への復帰に際し、他の国際条約に先駆けて最初にカンボジアが批准したのが世界遺産条約だったのである。翌1992年のアンコールの世界遺産リストへの登録は、アンコールを舞台とした遺跡保護の国際協力を一気に加速させ、さらには文化遺産をめぐる地球規模即ちグローバルな諸問題をカンボジアにもたらすこととなった。

カンボジアにとって国家が取り組む文化遺産保護事業の意義とは、単に遺跡を修復し崩壊を防ぐだけではない。世界遺産条約という国際法を導入することによって、遺跡を国際協力の場として提供すると同時に、そこの主導的立場の構築、加えて国際社会への積極的な貢献への可能性をも含

1 1972年の第17回UNESCO総会で採択された「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」(世界遺産条約)。具体的には、顕著で普遍的な価値(Outstanding Universal Value)を有する資産を「世界遺産リスト」に登録し、人類の至宝を未来に引き継いでいくために国際協力による保護・保全を行うことを目的とする [社団法人日本ユネスコ協会連盟 2011:42]。

ものである。本稿は、カンボジアが自国の文化遺産保護に関わる国際法の適用については、国際社会及び地域連合への貢献の一環として位置づけているという前提に基づき、水中文化遺産保護条約を事例としてカンボジアの国家固有の事情について検討することを目的とする。

1. 前例としてのプレア・ヴィヒアとアンコール

先ず本章では、文化遺産に関わる議論を国際社会に委ねた2つの事例、プレア・ヴィヒア遺跡とアンコール遺跡をみていく。

1-1. プレア・ヴィヒア領有権と世界遺産登録

アンコール期のヒンドゥー寺院であるプレア・ヴィヒアは、タイとカンボジアの国境をなすドンレーク山脈上にあり、近代以降は両国の国境をめぐる極めて政治性の高い議論の争点としてしばしば登場する遺跡である。その立地の特性から、現在のタイ領側からのアクセスは容易であり、カンボジア側からは多くの困難を伴う。山岳地帯の絶景にそびえるこの遺跡は、観光の名所として多くの耳目を集めてきた。

フランス植民地期の20世紀初頭に規定された国境線ではプレア・ヴィヒアはカンボジア領内に組み込まれたが、それに同意しないタイは軍隊を派遣し駐留させる。事態の打開策は最早国際社会へ訴える他ないと判断したカンボジアはシハヌークによってこの問題がハーグ国際司法裁判所に提出され、1962年6月「プレア・ヴィヒアに対するカンボジアの主権を承認する」という判決が下されるに至った。しかし、国際司法裁判所の判決以降も、タイとカンボジア間に生じる政治的緊張関係はその都度直接的にこの遺跡のありかたに影響を与え続けた。即ち、国境を封鎖することで観光地としてのアクセスに制限を加えたのである。それは時にはタイが、時にはカンボジアが主導権を握っていた [丸井 2011]。

近年では2008年の世界遺産登録をめぐって両国の軍事衝突が勃発、UNESCOやASEANを巻き込んだ国際的な問題にまで発展している。2国による共同管理を希望していたタイに対し、カンボジアは単独で世界遺産リストへの推薦手続き及び整備計画を提出、さらにタイの反論にもかかわらずUNESCO世界遺産委員会は賛成多数で同遺跡の登録を承認したこ

とが、背景にある。問題が紛糾した原因の一つには、タイ国内の政争も関係しているという指摘がある [今川 2010]。

プレア・ヴィヒアは国境地帯にある大規模かつ他に類例を見ない特徴的な遺跡であるがゆえに、その帰属を明確にせねばならぬ事情を背負っていた。また、国境地帯にあるがために常に領土に関わる政治問題の標的としてさらされ続けてきた。2009年、プレア・ヴィヒアには世界遺産に登録された物件であることを示すエンブレムの他、ブルーシールドが掲げられた。ブルーシールドとは、1954年 UNESCO によって作成された「武力紛争の際の文化財の保護に関する条約」、いわゆる「1954年ハーグ条約」に批准した締約国が条文中に定められた条件のもとで掲示することができる特殊標章である。この特殊標章が掲げられた文化財は「特別の保護の下にある」ことを意味する。世界遺産登録が、却ってその遺跡の政治的問題を再燃させ、国際的な監視を必要とする場へ変えてしまったのである。

1-2. アンコールの復興と国際協力事業

ポル・ポト政権崩壊（1979年1月）後のカンプチア人民共和国は、ベトナムやソ連等東側諸国に支援された政権であった。これに抵抗する勢力の中で、亡命中のシハヌークは同政権への抵抗運動を開始、国連への働きかけを強めていく。ポル・ポト政権終焉後のカンボジアにはまだなお内戦が存在していることが、国際問題として議論されることとなった [笹川 2011]。

一方で、冒頭で述べたとおり国際社会からの孤立状態脱却をめざした政権は、本来であれば敵対する政治勢力（タイ国境地帯へ後退したポル・ポト派＝クメール・ルージュ、そしてシハヌーク率いるフンシンベック、他の計3派連合）ではあったが、アンコール遺跡の緊急的な保護の必要性については一致した共通認識を示し、揃って国際援助の調整を UNESCO へ要請したのであった [ZEMP EXPERT TEAM 1993:1-2]。1989年のことであった。以来、アンコール遺跡救済の為の具体的な計画が、国際会議の議題として世界各国によって討議されるようになったのである。荒れ果てたアンコール遺跡の救済は急を要したが、それは同時にカンボジアの国際社会復帰を勢いづける格好の動機でもあった。

アンコールは1992年に世界遺産に登録される。当初は遺跡の存続に関わる重大かつ明確な危機にさらされていると判断され、「危機遺産リスト」

にも登録されていた。しかしその保存と整備作業に対して、内戦中に失われた人材・技術・資金を取り戻すかのように、UNESCO を通じて世界各国・機関の甚大な支援が寄せられ、さらにカンボジア国内の法整備および保護体制が確立されたことにより、2004年、アンコールは危機を脱した遺産として、リストからは除外された。UNESCOにとってアンコールは、世界遺産登録が結果として遺跡を危機から救済した輝かしい成功例「サクセス・ストーリー」として、その金字塔に刻まれることになったのである² [田代 2002、三浦 2011]。

1-3. 小結

プレア・ヴィヒアとアンコールの2つは、いずれも遺跡に関わる問題をカンボジアが国際社会へ顕在化させた事例である。しかし、カンボジア国家が意図したものはそれぞれ異なる。

プレア・ヴィヒアは、遺跡そのものが議論の争点ではなく、対タイ外交問題の過程で浮上したカードに過ぎない。プレア・ヴィヒアを利用し文化遺産保護という人類の責務に訴えかける形で、二国間の領土に関わる外交問題を国際社会へ提示した。

一方アンコール・ワットの場合は、遺跡そのものが決定的な危機にさらされ、その救済が国際社会に要請された。各国、機関はカンボジアという場で国際協力事業実践の機会を得、カンボジアはそれを提供する主体となった。文化遺産保護活動を国際化させることは支援する側、される側の双方にとって、還元される利益があるということを、カンボジアに教えたのである。

これらの経験を前例として、次にカンボジアが取り組む必要に迫られたのが、水中文化遺産をめぐる保護事業であった。

2. 水中文化遺産条約とカンボジア

2-1. カンボジアの水中遺跡

タイ湾ではこれまでに多くの沈没船遺跡調査が実施され、引き揚げ資

2 UNESCO ホームページ <http://whc.unesco.org/en/107>

料、そこから導き出される船の年代等について考察が続けられてきた [向井 2012、木村 2013]。また同湾につながるベトナム南部海域における沈没船調査についても、徐々にではあるが概要が報告され始めている [菊池 2010,2012,2013]。東南アジアの水中遺跡に関する考古学的関心は調査の進展と共に高まる傾向を見せるが、東側海域の一部を領有するカンボジアに関しては、沈没船遺跡が確認されかつ国際機関と共同で水中遺跡保護体制を整備し始めたにも関わらず、公開された情報に極めて乏しいという現状がある。以下、本章では水中文化遺産条約 (UNESCO2001 年条約)³ との関連で、カンボジアの水中遺跡の保護および調査の現状をみていきたい。

2-2. コッ・スダイツ遺跡の発見と保護の経緯

タイ湾東側海域に臨むカンボジア南部のコッ・コン Koh Kong 州沖合にて、沈没船と考えられる海底遺跡の存在が確認された経緯について関係者の説明をまとめると次の通りである。2005 年初頭に漁業関係者によって偶然引き揚げられた陶磁器の報せを受け、政府関係者が私財を投じて潜水作業を実施した。その結果約 900 点にのぼる陶器片等を収集し、何らかの水中遺跡の存在を確認するに至った。引き揚げ後の資料はその後しばらく同州にある民間ホテルの一室に保管されることとなった。これらは一般にコッ・コン出土資料として説明されることが多かったが、実際には、コッ・コン州に属すコッ・スダイツ (Koh Sdach / スダイツ島) 20 キロ沖合の海底から引き揚げられたものである。資料整理作業は文化芸術省の管轄下にあるプノンペン国立博物館が登録作業を実施した。このときの注記では依然として遺跡名としてコッ・スダイツではなく州名のコッ・コンを採用しているが、今後さらに多くの遺跡で調査が進み収集資料が増加することへ対応するためにも、早急な遺跡名の確定が必要であろう。注記は未完であるという。なお 2006 年の登録作業時にはデータベースも作成したが、現在そのデータは失われ紙媒体の台帳が 299 番まで残っているだけである。資料はその後 2012 年に全てが文化芸術省に寄贈され、同州文化芸術局の管理のもとコッ・コン市内に収蔵されている。

3 2001 年の第 31 回 UNESCO 総会で採択された「水中文化遺産の保護に関する条約」(水中文化遺産条約)。

コッ・スダイッ遺跡は、その後本格的な考古学調査には至っていない。最も大きな理由は、カンボジアではこれ以前に水中遺跡に対する調査が実施されたことがなく、コッ・スダイッがその最初の事例であった。1992年に世界遺産登録されたアンコール遺跡の保存事業が UNESCO を通じた国際事業となり、成功例として評価されていることは既に述べた。陸上の文化遺産であるアンコールの歴史的建造物の保護については経験と実績を積み重ねてきたカンボジアであったが、水中の文化遺産は未知の領域だったのである。

水中遺跡の整備や保護が急務の課題として持ち上がった際、カンボジアがすぐに UNESCO へ接触したのは当然の選択であると推察する。そして、2007年にカンボジアが水中文化遺産条約を批准することでこの問題が「国際化」の方向へと舵が切られたのであった。

2-3. 水中文化遺産条約の採択と発効

ここで、水中文化遺産条約についてまとめておきたい。水中文化遺産条約 (The Convention on the Protection of the Underwater Cultural Heritage) は、文化遺産としての沈没船等に代表される水中遺跡を略奪や破壊から保護するため、国連海洋法条約を補足しかつ水中文化遺産の保護を保証する法的文書として、2001年11月2日第31回ユネスコ総会において採択された。この条約で水中文化遺産は「文化的、歴史的または考古学的な性質を有する人間存在の痕跡であって、少なくとも100年間水中に存在しているもの」と定義されている [磯崎 2006: 160-161]。この条約が、20か国目の批准等が寄託され発効に至ったのは2009年1月のことである。採択から7年以上が経過していた。UNESCOの積極的な普及活動にもかかわらずこのように発効が遅れた理由として、同条約の①沿岸国に広範な権限を与え、②発見者の権利を殆ど保障していない、という問題点に加え、文化財としての保護と発見の経済的動機との間にみられる反発が根強く存在していることが指摘されている [小山 2004]。アジア太平洋地域では批准しているのは、カンボジアとイランのわずか2か国のみである⁴。2007年にカンボジアがアジア太平洋地域における数少ない同条約の批准

4 2013年11月現在、締約国は44か国。

国となった時、この条約の運用と効果について UNESCO をはじめとする関係機関や各国から注目が集まったことは言うまでもない。

2-4. 水中文化遺産条約批准の背景

カンボジアと領海を接しているタイやベトナムはもとより、アジア・太平洋地域の殆どが批准していない段階で、なぜカンボジアはこの条約を選択したのであろうか。カンボジアの海岸線はタイ湾に向かって開かれた435キロで、全国境線の7割は陸上に引かれている。批准にあたっては、一つにカンボジアの外交政策、二つめにカンボジアの文化遺産保護政策、そして三つめとして UNESCO 及び関係国の期待、がそれぞれ後押ししたと推測される。

第一の点については既に前章でも指摘したことであるが、カンボジア政府が特に内戦終結以降、積極的に多くの国際条約を批准し国内法への適用を進めてきた外交政策を看過することはできない。内戦後の復興政策において、国際社会における存在感を表明する為にもより多くの国際条約へ加盟することが不可欠であったと考えられる⁵。同時に、批准国が少ない水中文化遺産にいち早く賛同することで、国際社会への貢献を意図したのではないかと推察できる⁶。一方で、当時カンボジア政府はブレア・ヴィヒア遺跡の世界遺産登録申請の渦中にあり、タイとの政治的緊張関係が生じていた。UNESCO 条約への加盟は UNESCO への貢献を意味し、ひいては加盟国からの支持を間接的に得ることを狙った可能性もある。

第二の点についても重複するが、アンコール遺跡群の保護活動を通じ、文化遺産保護の体制構築、人材養成、資金調達には UNESCO との連携が必須であることを、カンボジアは学習している。こうした経験に基づき水中文化遺産においても、UNESCO と結びつきを選択した。

第三の点については、批准国の少ない同条約の実行の有効性を、カンボジアを事例に探ろうとする UNESCO の挑戦がうかがえる。アンコール遺跡は国際的支援によって「危機から脱出した成功例」としてユネスコが高

5 UNESCO が発効する国際条約（2013年10月末時点）のうち15を批准している。例えばタイは6、ベトナムは11、ラオスは10である。

6 山田裕史氏（日本学術振興会特別研究員）、及び Hong Makara 氏（UNESCO Phnom Penh Office）からのご教示による。

く評価している。カンボジア政府と UNESCO の関係は極めて良好である。水中文化遺産に関しても、カンボジアを「成功」へ導くことで、その普及に更なる弾みをつけられると UNESCO が期待しているはずである。

2-5. 保護活動の開始

水中文化遺産条約のカンボジアによる批准（2007年）、さらに同条約の発効（2009年1月）を経て、UNESCOによるカンボジアに対する水中文化遺産保護活動への支援が本格化した。2010年から2011年の2年間、人材開発プロジェクト予算として20,000米ドルが供出され、講義や実習が実施された。水中における調査方法等技術面については、UNESCOがアジア太平洋地域の同分野人材育成施設の拠点を抱えているタイが中心となってカンボジアへの協力体制が築かれた。

タイは、水中文化遺産条約こそ批准していないが、水中遺跡の考古学研究に早い段階から取り組んできた。タイ湾に面したタイ東部チョンブリー県クラム島沖における沈没船発見を契機として、1974年から同国海軍とデンマーク水中考古学調査員チームとの共同調査が開始され、その後タイ芸術局内に水中考古学部局が設置されたのが1977年である。タイ湾の沈没船遺跡調査は民間サルベージ会社に依存せず、当初からタイ政府が内外の調査機関と連携し、考古調査を進めている点に特徴がある。同分野に携わる調査員の研修にも早い段階から取り組んでおり、1989年には SEAMEO-SPAFA⁷ と共同で「水中考古学上級研修コース」が、更に2009年にはユネスコの提案による研修施設「水中考古学に関するアジア・太平洋地域フィールド研修センター」がチャンタブリに開設された。UNESCO とタイ芸術局は、SEAMEO-SPAFA プロジェクトの一環として、潜水技術をはじめとする技術研修を定期的に開催し、SEAMEO-SPAFA 参加国メンバーに開放している [向井 2012、木村 2013]。

7 東南アジア11か国が加盟する教育省の連合組織（Southeast Asian Ministers of Education Organization 略称：SEAMEO）の傘下として、1985年バンコク（タイ）に創設された「地域考古学・芸術センター（SEAMEO-Regional Center for Archaeology and Fine Arts = SEAMEO-SPAFA）」。ASEAN 設立（1967年）後の1970年代初頭、プノンペン（カンボジア）に本部を置く「考古学・芸術応用研究センター Applied Research Centre for Archaeology and Fine Arts (ARCAFA)」設置が準備されたが、カンボジアの政変により計画は白紙に戻ったという経緯がある。

水中文化遺産条約に則った人材養成や体制構築支援はその実践と応用をカンボジアへとターゲットを絞ることで更にいっそう活発化していったと考えられる。

このような過程を経て、カンボジア文化芸術省文化遺産局内に水中文化遺産班（英語では The Underwater Cultural Heritage Unit と表記）が開設されたのが 2011 年 11 月であった。水中文化遺産班の活動は先ず国内の該当遺跡を登録することであり、現在までに 15 か所が国内の文化遺産として登録された。そのうち海底遺跡は 11 か所、先に言及したコッ・スダイッ含め計 5 か所がコッ・コン州沖合であると確認されている。

2-6. 条約普及活動への貢献

UNESCO はカンボジア国内の水中文化遺産保護活動を支援する一方、カンボジア政府と共同で同条約の国際的な普及活動へも取り組み、シンポジウムやワークショップを開催した。2011 年 5 月にコッ・コンで実施されたアジア・太平洋地域会議は、カンボジアの事例を個別に討議することではなく、広く水中文化遺産条約の批准を各国へ促すことが目的とされた。そのため、水中文化遺産の学術的価値を周知徹底させ、沈没船遺跡への商業的探査の何が問題であるかを理解するプログラムが準備された。セッションⅠでは水中文化遺産条約の概要を振り返り、続くセッションⅡでは商業的探査が遺跡に与える脅威に関する報告があり、セッションⅢでは近年の水中考古学の進展と関心領域について発表され、セッションⅣでは同条約の法律上及び運用上の問題点と憂慮点に関する議論の時間が設けられ、セッションⅤでは参加メンバーを各国政府関係者に限定したアジア・太平洋地域の水中考古学の発展に関する政府間円卓会議が設定され、最後に水中文化遺産保護へ向けての地域行動計画が討議された [丸井, Nady 2013: 107-108]。

2-7. 小結

2007 年に水中文化遺産条約を批准したカンボジアは、UNESCO を通じて国際機関からの支援を受けながら国内の水中文化遺産保護に向かって動き始めた。共にタイ湾に保護対象となる遺跡を有するタイとは、緊密な関係を保って技術研修のために専門家が両国を行き来していることがわかっ

た。プレア・ヴィヒア遺跡の世界遺産登録をめぐり両国の政治的緊張が高まっていた時期であるが、水中文化遺産の保護が第一義とされたこの場合、水中文化遺産は隣国タイに対する政治の「カード」ではなかった。二国間の直接的な交渉を避け、間に UNESCO 及び SEAMEO-SPAFA を経由させることで、実務者同士の交流が実現可能となったと考えたい。

3. まとめと今後の課題

カンボジアの水中文化遺産保護は、UNESCO の水中文化遺産条約を批准することで本格化した。批准を促した要因として、カンボジアの外交政策、文化遺産政策が大きく関係している点、また批准国が少ない同条約の更なる普及を UNESCO が期待し、カンボジアを舞台に条約の運用と有効性を実践し世界へ示す狙いがある可能性を指摘した。

UNESCO は同条約の普及と同時に、水中考古学分野に携わる人材育成へ力を入れている。アジア・太平洋地域でその拠点となるのはタイである。タイは未だ水中文化遺産条約を批准していないが、タイ湾の沈没船遺跡の考古学調査研究を民間会社にたよらずに実施しており、商業的探査へ警鐘を鳴らす UNESCO の方針と合致しているところから、連携を深めている。タイとカンボジアは、プレア・ヴィヒア遺跡の世界遺産登録をめぐって対立を深めていたが、一方では水中考古学調査の技術研修においてはカンボジアとタイは専門家交流を積極的に進めていることも明らかにした。この点においては、ASEAN を母体とした地域連合が機能していたと言えよう。

最後に、本研究の今後の課題を挙げる。今回は、分析対象としてカンボジア文化芸術省及び UNESCO-Phnom Penh 事務所が公開している各種資料を用いた。政策決定に関わる議事録、関係者への聞き取り調査については未着手である。今後は、水中文化遺産条約に関わる利害関係者を通じて、政策決定までの過程を明らかにする必要がある。それはカンボジア国内だけではなく、複数の地域・立場にまたがった調査、即ちマルチ・サイトッドアプローチ mult-sited approach が採用されることになる⁸。

8 本研究は 2014 年度上智大学学内共同研究「水中文化遺産条約の現状と課題：カンボジアを事例として」（研究代表者 丸井雅子、共同研究員 磯崎博司／大学院・地球環境学研究科）として継続することとなっている。

文献

天川直子

2004「序章 ASEAN 加盟下のカンボジア－諸制度と実態の変化－」天川直子編『カンボジア新時代』：3-47 アジア経済研究所．

今川幸雄

2010「カンボジア・タイ両国関係の回顧と現状」『タイ国情報』第44巻2号：8-25 財団法人日本タイ協会．

磯崎博司

2006「水中文化遺産条約」『知っておきたい環境条約ガイド』：160-161 中央法規．

小山佳枝

2004「水中文化遺産の法的保護」『OPRF 海洋政策研究財団ニューズレター』98号、http://www.sof.or.jp/jp/news/51-100/98_3.php（最終アクセス2012年12月30日）．

菊池誠一

2010「ベトナム海域の沈没船－近年の水中考古学調査から－」『海の道と考古学－インドシナ半島から日本へ－』高志書院．

2012「ベトナムにおける水中考古学調査」『東南アジア水中考古学最前線』（2012年度東南アジア考古学会研究大会報告要旨集）：43-47 東南アジア考古学会．

2013「ベトナム・クーラオチャム沖沈没船」『季刊考古学』第123号（特集：水中考古学の現状と課題－日本・韓国・中国・東南アジアの水中遺跡－）：88-90 雄山閣．

木村 淳

2013「タイ水中考古学と史跡沈没船」『季刊考古学』第123号（特集：水中考古学の現状と課題－日本・韓国・中国・東南アジアの水中遺跡－）：97-99 雄山閣．

笹川秀夫

2011「第8章カンボジア－内戦の傷跡、復興の明暗－」清水一史他編著『東南アジア現代政治入門』：167-187 ミネルヴァ書房．

社団法人日本ユネスコ協会連盟

2011『世界遺産年報2011』No.16 東京書籍．

田代重紀子

2010 「遺跡保存と住民－アンコール遺跡を事例として－」『カンボジアの文化復興』第 18 号：219-255 上智大学アジア文化研究所．

丸井雅子

2011 「国境地帯の文化遺産－カンボジアにとってのプレア・ヴィヒアー」『ナショナリズム復興のなかの文化遺産－アジア・アフリカのアイデンティティ再構築の比較－』：149-161 上智大学アジア文化研究所．

丸井雅子、N. Phann

2013 「カンボジアにおける水中考古学調査事情－水中文化遺産保護条約をめぐる動き－」新田栄治編『東南アジア古代・中世考古学の創生』（平成 21 年度～平成 24 年度科学研究費補助金（基盤研究（A））研究代表者 新田栄治、研究成果報告書）：105-117 鹿児島大学．

丸井雅子、田畑幸嗣、N. Phann、B. Ek

2013a 「カンボジアにおける水中文化遺産保護事情－コッ・コン沖沈没船引き揚げ資料調査速報－」『第 79 回日本考古学協会総会』：日本考古学協会．

2013b 「カンボジアにおける水中考古学：コッ・スダイッ（コッ・コン州）沖引き揚げ資料」『東南アジア考古学』33 号：61-67 東南アジア考古学会．

三浦恵子

2011 『アンコール遺産と共に生きる』めこん．

向井 亙

2012 「タイにおける水中考古学調査研究」『東南アジア水中考古学最前線』（2012 年度東南アジア考古学会研究大会報告要旨集）：39-42 東南アジア考古学会．

山田裕史

2010 『ポル・ポト政権後のカンボジアにおける国家建設－人民党支配体制の確立と変容－』上智大学大学院グローバル・スタディーズ研究科地域研究専攻提出学位請求論文（2010 年度）．

Brown, R. and S. Sjostrand

2000 Turiang: A Fourteenth Century Shipwreck in Southeast Asian Waters: Pacific Asia Museum.

- Goddio, F., H. Crick, P. Lam, S. Pierson and R. Scott (eds.)
2002 *Lost at Sea –The Strange Route of the Lena Shoal Junk-*.
London: Periplus Publishing London.
- Green, J., R. Harper
1983 *The Excavation of the Pattaya Wreck Site and Survey of Three other Sites Thailand 1982: Australian Institute for Maritime Archaeology.*
- Green, J., R. Harper and V. Intakosi
1987 *The Maritime Archaeology of Shipwrecks and Ceramics in Southeast Asia and The Ko Si Chang Three Shipwrecks Excavation 1986: Australian Institute for Maritime Archaeology.*
- Green, J., M. Gainsford and M. Stanbury (eds.)
2004 *Department of Maritime Archaeology, Western Australian Maritime Museum: A compendium of projects, programmes and publications 1971-2003: Australian National Centre of Excellence for Maritime Archaeology.*
- Ministry of Culture and Fine Arts, Cambodia and UNESCO Phnom Penh Office
2011 *The Preliminary Cartography of Cultural Underwater Heritage in Cambodia.*
2012 *Final Activity Report of the Asia-Pacific Regional Meeting on the Protection of Underwater Cultural Heritage, 14-15 May 2012, Koh Kong Resort Hotel, Koh Kong, Cambodia. Unreleased document.*
- UNESCO Bangkok Office
2012 *Training Manual for the UNESCO Foundation Course on the Protection and Management of Underwater Cultural Heritage in Asia and the Pacific.*
- UNESCO Underwater Cultural Heritage HP
<http://www.unesco.org/new/en/culture/themes/underwater-cultural-heritage/> (最終アクセス 2013 年 10 月 30 日)

